

【見直しの概要】

- ◆ 農業振興地域制度を適切に運用し、農業者や事業者からの多様化するご相談にきめ細やかに対応するため、農林政策課内に「農地政策室」を設置し、より専門的な業務執行体制を整備した。
- ◆ 令和6年度まで各区役所で行ってきた各種法令との調整や制度運用を農地政策室で一元的に実施
- ◆ 農用地利用計画の変更を申し出た相談者に対して、分かりやすい説明に努め、手続を円滑に進めるための確認事項を具体的に明示するなど、親身になって相談対応を行う。

農用地利用計画の変更に関する事務フロー(概略図)

